

後期エネルギー政策推進プログラム第一期見直しに向けた現状の整理（資料5要約版）

◆後期エネルギー政策推進プログラム展開期間：令和3年度～令和12年度（3年ごとに見直し）

【後期プログラム策定時（令和3年3月）からの主な情勢の変化】

<各種計画・戦略等>

- ・第6次エネルギー基本計画の策定、エネルギーミックス見直し
- ・GX基本方針の策定
- ・水素基本戦略の改定
- ・地球温暖化対策計画の改定等

<社会経済情勢>

- ・資源エネルギー価格の高騰や電気料金値上げ

<系統制約対策等>

- ・再エネ出力制御の増加
- ・マスタープラン策定

<再エネ開発と地域との関わり>

- ・温対法の促進区域の設定
- ・脱炭素先行地域の選定

<県内の動向>

- ・洋上風力発電の導入に向けた取組みの進展
- ・新たな地域新電力設立の動き
- ・再エネと地域との共生に向けた条例の施行
- ・水素等の新たなエネルギーに関する取組みの強化

など

【後期プログラムに係る主な施策の実施状況・課題認識等】

視点	分野	取組状況	課題認識
【視点1】 大規模事業の県内展開促進	・洋上風力発電	・遊佐町沖については、促進区域指定に向けた手続きに入ることの合意がなされた。 ・酒田市沖については、有望な区域への選定に向けたプロセスに進むことへの理解がなされた。（令和5年5月に有望な区域への選定に向け国に情報提供を実施。）	・遊佐町沖については、促進区域指定後、国の公募により事業者が選定される。法定協議会でとりまとめた遊佐地域の将来像の実現に向けて、選定事業者と協議を行っていく必要がある。 ・酒田市沖については、漁業者や地域の理解醸成を図っていくとともに、漁業協調策・振興策や地域振興策について議論を進めていく必要がある。
【視点2】 再生可能エネルギーの地産地消	・地域新電力	・置賜地域に、令和3年8月に「おきたま新電力株式会社」が設立 ・最上地域における地域新電力会社の創出の支援を実施し、令和5年3月に「もがみ地産地消エネルギー合同会社」が設立。	・㈱やまがた新電力と各地域の地域新電力で連携を深め、県全体で再生可能エネルギーを有効に活用する仕組みを構築していく必要がある。 ・庄内地域は、今後の洋上風力発電事業を見据え、地域新電力の設立に向けた機運醸成を図っていく必要がある。
	・熱利用の拡大	・再エネ熱の利活用を検討する事業者に対する事業化支援（事業可能性調査 R3：2件、R4：2件）や、工業団地での熱エネルギー共同導入に関する熱利用意向調査の実施。（回答数：174件） 〔R5は工業団地等地域熱供給等システム事業化検討調査に対する補助を実施〕	・熱利用の促進には、事業採算性の確保が課題であり、公共施設等大口需要の確保など、総合的なまちづくりの観点から取り組んで行く必要がある。 ・熱利用の拡大による工業団地の脱炭素化・低炭素化の取組みを検討する必要がある。
【視点3】 地球温暖化対策としての再生可能エネルギーの導入拡大・利活用促進	・環境価値の取得	・「やまがた新電力」において、高圧契約需要家に対してCO2フリー電気の供給を実施。	・2030年度に向けて、県内企業において環境価値への関心が高まっていくことを見据え、CO2フリー電気の需要拡大に対応した供給体制の構築が必要である。
	・水素利活用	・県内事業者を対象とした水素エネルギーセミナーの開催（令和4年3月）や福島水素エネルギー研究フィールドの視察（令和4年10月）等を実施。 〔R5は水素みらいミーティングの開催の他、後期プログラムと連動させながら水素社会実現に向けたビジョンを策定予定〕	・カーボンニュートラル実現に向けた鍵となる水素の利活用について、将来を見据えたビジョンが必要である。
【視点4】 地域資源活用による経済循環及び地域課題の解決	・地域脱炭素化	・脱炭素先行地域の応募・採択に向け、東北地方環境事務所とともに市町村との打合せや制度周知等を実施。	・脱炭素先行地域の採択に向け、意欲のある市町村を支援するとともに、他市町村への横展開に繋げていく必要がある。 ・洋上風力発電事業を地域の新たな産業、雇用、観光資源の創出など、地域経済活性化に繋げていく必要がある。
【視点5】 災害対応力（レジリエンス）の強化	・蓄電池の導入	・「やまがた未来くるエネルギー補助金」のメニューとして、太陽光発電設備を設置している家庭向けに蓄電池導入に対する補助を実施。（R3：60件、R4：59件）	・災害への備えや電気料金の高騰から、蓄電池の需要が高まっている。蓄電池は初期投資が大きいため、さらなる導入に向けて引き続き支援を行っていくことが必要である。
【視点6】 自然環境や歴史・文化等との調和を図った再生可能エネルギーの導入促進	・再エネと地域との共生	・「山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例」を令和4年4月から施行。 ・令和5年8月現在、12件について本条例に基づく手続きが進行中。	・事業規模や事業予定地の自然環境に応じ、時間をかけ調整を進めなければならない事案が生じてきており、事業ごとに的確な対応を行っていく必要がある。